

意見聴取要請の概要

○ 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 18 年 8 月 14 日付け）

・ 亜塩素酸水

（亜塩素酸水は、弱塩酸酸性条件下の飽和食塩水が無隔膜方式により電気分解して得られる塩素酸ナトリウムを含む溶液に、無機酸触媒下で過酸化水素水を加えて反応させることによって得られる亜塩素酸を、安定的に含む酸性から弱酸性の液体である。主成分として亜塩素酸を含み、殺菌効果を有する。

我が国では、殺菌等の目的で用いられる塩素化合物の食品添加物として、「亜塩素酸ナトリウム」「次亜塩素酸ナトリウム」「次亜塩素酸水」等が指定されている。

（平成 18 年 8 月 29 日付け）

・ ウッドロジングリセリンエステル

（ウッドロジングリセリンエステルは、松の切株を粉碎後、溶媒で抽出して得た、ウッドロジン樹脂酸を精製した後、グリセリンとエステル化反応させて得られるウッドロジン樹脂酸のトリ及びジグリセリンエステルであり、樹脂酸分画の主成分はアビエチン酸である。

我が国では、類似化合物エステルガムが昭和 33 年に指定されチューインガム基礎剤として用いられている。）



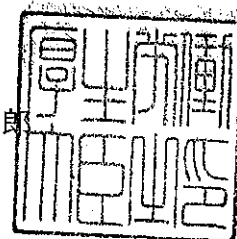
厚生労働省発食安第 0814001 号

平成 18 年 8 月 14 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

亜塩素酸水



大

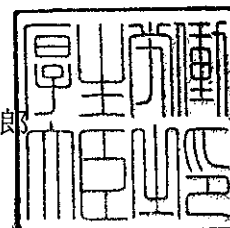
厚生労働省発食安第 0829001 号

平成 18 年 8 月 29 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

ウッドロジングリセリンエステル

